

平成31年3月

農業保険法に基づく農業経営収入保険事業に係る業務委託者の募集について

全国農業共済組合連合会
会長 高橋 博

全国農業共済組合連合会（以下「本会」という。）では、農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）に係る業務の委託先を募集します。

1 募集対象

委託先に該当する者（以下「受託者」という。）は、次の機関です。

- (1) 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村
- (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (3) 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び損害保険会社

2 委託業務の内容

本会は、次の収入保険に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託します。

- (1) 収入保険の普及推進、引受けに係る業務（保険契約の締結についての申込みの承諾の決定に係るものを除く。）
- (2) 保険料の徴収に係る業務
- (3) 積立金の受領に係る業務
- (4) 事務費の徴収に係る業務
- (5) つなぎ資金の貸付けに係る業務（貸付けの決定に係るものを除く。）
- (6) 延滞金の徴収に係る業務
- (7) 保険金の支払に係る業務（保険金の額の決定に係るものを除く。）
- (8) 特約補填金の支払に係る業務（特約補填金の額の決定に係るものを除く。）
- (9) 収入保険の実施に必要な調査に係る業務
- (10) 保険事故の発生の防止に係る業務

3 委託期間

委託契約締結の日から平成32年3月31日まで

ただし、契約内容に変更がない場合は、本会と受託者が協議し、毎年契約を更新することができます。

4 委託費

委託費の支払額は、受託者が取り扱う加入者の保険契約により得られる加入者事務費負担金相当額（次の①、②及び③の合計額）とします。

- ① 加入者割：3,200 円/1 契約
- ② 初年度割：1,300 円/1 契約
- ③ 保険金額及び補填対象金額割：22 円/1 万円

ただし、平成 31 年度の全国の加入者事務費負担金の動向によっては、本会と協議の上、上記金額を調整する場合があります。

5 応募要件

応募に当たっては、次の要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 委託業務の全てを継続的に実施する体制を有していること。
- (2) 保険業務に関するノウハウを有していること。
- (3) 農業に関する知見を有していること。
- (4) 情報セキュリティ、個人情報及び秘密保持に対する管理体制を有していること。
- (5) 委託業務を行う上で適切な財政基盤及び経理処理能力を有していること。
- (6) 本会からの照会・調査・監査等に迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 農業者からの問合せ・要望等に迅速・適切に対応できる体制を有していること。
- (8) 本会の反社会的勢力への対応に関する基本方針に反しないこと。
- (9) その他委託業務を実施するにあたり必要な能力・知見等を有していること。
- (10) 契約期間中、原則として 100 経営体を超える加入者が見込めること。
- (11) 本会作成の「平成 31 年度の収入保険の加入推進方針」（委託契約時に提示）に基づき、効率的、効果的に業務を進めること。

6 応募に必要な書類

応募者は、下記に示す書類（書式自由）を作成し、提出してください。

- (1) 応募者情報
 - 1) 名称
 - 2) 代表者氏名
 - 3) 住所
 - 4) 電話番号
 - 5) メールアドレス
 - 6) 担当者氏名
- (2) 委託業務の実施規模
 - 1) 委託業務を実施する地域
 - 2) 保険契約締結見込者数
- (3) 委託業務の実施体制
 - 1) 2の(1)から(10)までの業務（農業者からの問合せ及び要望への対応業務を含

む) についての業務ごとの担当人員数 (担当者の農業及び保険に係る専門知識・知見に関する資格・経歴を含む) 及び指揮命令系統

2) 農業保険法第 189 条の秘密保持義務の遵守及び情報セキュリティの管理の仕組み

(4) 事業計画及び見積書

1) 事業計画

2) 収支予算 (受託料収入については、「4 委託費」の考え方を基に見積もります。)

7 募集期間

上記 6 の書類を作成の上、平成 31 年 4 月 26 日 17 時までに、本会業務部企画課まで提出 (郵送またはメール) してください。

8 審査委員会における審査

本会に設置する農業経営収入保険事業業務委託契約審査委員会が農業経営収入保険事業に係る業務委託契約審査要領に基づき、上記 6 の書類審査を実施します。また、必要に応じて、企画提案会等により審査を実施します。

詳細については、本会より別途連絡します。

9 契約

審査の結果、応募者が受託者として認められた場合は、委託業務の詳細について本会と協議を行い、協議が整った場合に委託契約書により契約を締結します。

ただし、協議不調となった場合は契約を締結しません。

10 連絡先

本件に関するお問い合わせや書類提出は下記までお願いします。

〒102-0082 東京都千代田区一番町 19 番地

全国農業共済組合連合会 業務部企画課

担当 瀬ヶ沼、軽部

TEL : 03-6265-4806 FAX : 03-6265-4807

Email : kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp